

# 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱

平成26年3月27日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鹿児島市が発注する建設工事等、物品購入等、業務委託等及び小規模修繕の契約（以下「市発注契約」という。）における暴力団を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約をいう。
- (2) 物品購入等 物品の購入、売払い、修繕若しくは製造の請負契約をいう。
- (3) 業務委託等 業務の委託及び物品の賃貸借契約をいう。
- (4) 小規模修繕 内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるもので、1件の金額が50万円以下のものをいう。
- (5) 鹿児島市入札参加有資格業者名簿 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿、鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿及び鹿児島市小規模修繕希望者登録名簿をいう。

## (入札参加除外措置)

第3条 市長は、鹿児島市入札参加有資格業者名簿のいずれかに登載された者又は鹿児島市入札参加有資格業者名簿に登載されていない者で市発注契約を締結しようとするもの若しくは締結したもの（以下「契約の相手方等」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第14条の鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策措置審査委員会の審議を経て、同表に定める期間、当該契約の相手方等について市発注契約から除外する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

## (入札参加除外措置の期間の特例)

第4条 契約の相手方等が一の事案につき、二以上の別表各項に掲げる措置要件に該当したときは、該当する措置要件の期間のうち最も長い期間を、入札参加除外措置の期間とする。

2 契約の相手方等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加除外措置の期間については、別表に定める月数の2倍とする。

- (1) 別表に掲げる措置要件に係る入札参加除外措置の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に掲げる措置要件に該当することとなったとき（次号に該当する場合を除く。）。

- (2) 別表第1項に掲げる措置要件に係る入札参加除外措置の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同項に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
- 3 市長は、契約の相手方等について情状酌量すべき特別の事由があるため、前2項又は別表の規定による入札参加除外措置の期間を短縮する必要があるときは、入札参加除外措置の期間を前2項又は別表に定める月数の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、契約の相手方等について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項及び別表の規定による入札参加除外措置の期間を超える期間を定める必要があるときは、入札参加除外措置の期間を第1項及び別表に定める月数の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加除外措置の期間中の契約の相手方等（以下「入札参加除外者」という。）について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項及び別表に定める期間の範囲内で入札参加除外措置の期間を変更することができる。

#### （入札参加除外措置の解除）

- 第5条 市長は、入札参加除外者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、第14条の鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策措置審査委員会の審議を経て、当該入札参加除外者について行った入札参加除外措置を解除するものとする。
- 2 市長は、入札参加除外者から、別表第1項から第7項までに掲げる措置要件について改善されたとして入札参加除外措置の解除の申出があった場合は、第14条の定める鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策措置審査委員会の審議を経て、前条又は別表の規定により決定した期間の経過後に当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置要件について改善されたと認められないときは、改善されたと認められる日まで入札参加除外措置を継続するものとする。

#### （入札参加除外措置等の通知）

- 第6条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行うときは入札参加除外通知書（様式第1）により、第4条第5項の規定により入札参加除外措置の期間を変更するときは入札参加除外期間変更通知書（様式第2）により、前条第1項の規定により入札参加除外措置を解除するときは入札参加除外解除通知書（様式第3）により、同条第2項の規定により入札参加除外措置を解除し、又は継続するときは入札参加除外解除（継続）通知書（様式第4）により、当該契約の相手方等に通知するものとする。

#### （関係団体への入札参加除外措置等の通知）

- 第7条 市長は、必要に応じ、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは入札参加除外連絡書（様式第5）により、第4条第5項の規定により入札参加除外措置の期間を変更したときは入札参加除外期間変更連絡書（様式第6）により、第5条の規定により入札参加除外措置を解除し、又は継続したときは入札参加除外解除（継続）連絡書（様式第7）によ

り、鹿児島市水道局、鹿児島市交通局、鹿児島市立病院及び鹿児島市船舶局（以下「関係団体」という。）の管理者に通知するものとする。

- 2 市長は、関係団体が入札参加除外措置を行った関係団体の契約の相手方等については、この要綱の定めるところにより入札参加除外措置を行うものとする。  
(一般競争入札からの除外)

第8条 市長は、市発注契約のための一般競争入札を行うに際し、入札参加除外者の入札を認めないものとする。

(指名競争入札からの除外)

第9条 市長は、市発注契約のための指名競争入札を行うに際し、入札参加除外者の指名は行わないものとし、当該入札参加除外措置に係る入札参加除外者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(随意契約からの除外)

第10条 市長は、入札参加除外者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむ得ない理由がある場合は、この限りではない。

(下請等の禁止)

第11条 市長は、入札参加除外者が市発注契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

(契約の解除)

第12条 市長は、契約の締結に当たっては、契約の相手方等が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約を解除できるようあらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置を講ずるものとする。

(履行妨害の際の措置)

第13条 市長は、市発注契約の請負者から暴力団関係者による履行妨害を受けた旨の申出があったときは、当該請負者に対し、警察への被害届の提出を指導するとともに、工程又は履行内容の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

(審査委員会)

第14条 第3条の入札参加除外措置、第4条第5項の規定による入札参加除外措置の期間の変更及び第5条の規定による入札参加除外措置の解除又は継続について審議するため、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策措置審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画財政局長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 総務局総務部長
  - (2) 企画財政局企画部長

- (3) 企画財政局財政部長
- (4) 危機管理局次長
- (5) 市民局市民文化部長
- (6) 環境局環境部長
- (7) 健康福祉局すこやか長寿部長
- (8) 産業局産業振興部長
- (9) 観光交流局観光交流部長
- (10) 建設局建設管理部長
- (11) 教育委員会事務局管理部長
- (12) 消防局次長
- (13) 企画財政局財政部契約課長
- (14) 危機管理局安心安全課長

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指定した者がその職務を代理する。

6 会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会議を開催する時間的余裕がないとき、又はやむを得ない理由があるときは、文書の持ち回りによりこれを審議することができる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

（守秘義務等）

第15条 委員会の委員長、委員及び関係職員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員会の委員長、委員及び関係職員は、委員会において知り得た情報を適正に管理し、条例及びこの要綱の目的以外に使用してはならない。

（委員会の庶務）

第16条 委員会の庶務は、企画財政局財政部契約課が行う。

（事案の確認）

第17条 契約の相手方等について、別表に掲げる措置要件に係る情報を受けたとき、及び第5条の規定により入札参加除外措置を解除し、又は継続するときは、当該事案について文書等により、警察に確認を求めるものとする。

（関係機関との連携）

第18条 この要綱の趣旨を推進するに当たっては、警察等関係機関との連絡協調体制を図るものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱の廃止)

2 鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱（平成元年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、廃止前の鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱（以下「廃止要綱」という。）の規定に基づきなされた指名停止の措置は、この要綱の相当規定によりなされた措置とみなす。

4 この要綱の施行の日前に行われた行為に関する入札参加除外措置の措置要件及び期間は、廃止要綱別表に規定する措置要件及び期間を適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
1 契約の相手方等（関係団体の契約の相手方等を含む。）である個人又は契約の相手方等（関係団体の契約の相手方等を含む。）である法人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。	入札参加除外を行うことを決定した日（以下「認定日」という。）から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。
2 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、契約の相手方等（関係団体の契約の相手方等を含む。）の経営に実質的に関与していると認められるとき。	認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。
3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。
4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。
5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。
6 市（関係団体を含む。）の発注契約に関し、受注者が再委託契約、下請負契約、資材及び原材料の購入契約並びにその他の契約にあたり、その相手方が第1項から前項までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。
7 市（関係団体を含む。）の発注契約に関し、受注者が第1項から第5項までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請負契約、資材及び原材料の購入契約並びにその他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解	認定日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで。

除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 8 市（関係団体を含む。）の発注契約に関し、受注者が 暴力団関係者から不当介入を受けた場合において、遅滞 なくその旨を発注者及び警察に通報しなかったとき。	認定日から 6 月
--	-----------